

自己負担限度額について

生計中心者の所得税額等の状況により、次の表に定める金額までは自己負担となり、医療機関の窓口での支払いが必要です。

自己負担限度額表

区分		一部負担額（月額）	
		入院	通院
A	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円
C	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2, 200円	1, 100円
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3, 400円	1, 700円
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4, 200円	2, 100円
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5, 500円	2, 750円
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9, 300円	4, 650円
H	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11, 500円	5, 750円

- 注) 1 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10（10円未満の端数切り捨て）に該当する額が一部負担限度額となります。（医療費還付の請求手続きをすることにより差額の還付を受けることができます。）
- 2 重症患者、血友病として認定されている場合、一部負担額は生じません。
- 3 院外処方による薬局での保険調剤及び訪問看護については、所得等の状況に関わらず一部負担額の支払いは不要です。
- 4 住宅借入金等特別控除等がある場合は、これを控除する前の所得税で算定します。
- 5 平成22年度税制改正により、平成23年分所得税・個人住民税から、年少扶養控除が廃止されましたが、本事業の自己負担額の決定に際しては、この扶養控除廃止の影響が生じないように、廃止前の所得税額を算定して決定します。